# ○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和四十五年十二月二十五日) (法律第百三十七号)

## (廃棄物減量等推進審議会)

- 第五条の七 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させ るため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。
- 2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

(平三法九五・追加、平一二法一○五・旧第五条の二繰下、平一五法九三・旧第五条の五繰下)

○小平市廃棄物の減量及び処理に関する条例

平成4年 条例第25号

### (廃棄物減量等推進審議会)

- 第7条 一般廃棄物の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ調査し、及び審議するため、市長の附属機関として、小平市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、委員20人以内をもって構成する。
- 3 委員は、市民、学識経験者等のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営)

- 第3条 条例第7条第1項の規定により設置する小平市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)に、委員の互選による会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務 を代理する。
- 4 審議会は、会長が招集する。
- 5 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 6 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところ による。
- 7 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著し く阻害されるおそれがあるときは、審議会の議により非公開とすることができる。
- 8 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。
- 9 会長は、必要に応じて、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

# (所掌事項)

- 第4条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、答申する。
  - (1) 一般廃棄物の処理の基本方針に関する事項
  - (2) 廃棄物の発生抑制、再利用の促進等廃棄物の減量に関する事項
  - (3) その他市長が必要と認める事項

## (部会)

- 第5条 会長が必要と認めたときは、審議会に部会を置くことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に、当該委員の互選による部会長を置く。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

#### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境部において処理する。